

法第 号

令和 年 月 日

納税地	
法人名等	
代氏 表 者名	殿

税務署長  
財務事務官

印

### 特別な償却方法の承認申請の却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、以下の理由によりその申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、法人税法施行令第48条の4第3項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 特別な償却方法の承認申請の却下通知書

### 1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

### 2 記載要領

項目	内容
本文	申請法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処分の理由	却下する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「…3月以内に国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

### 3 留意事項

#### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。